

上牧町町有施設広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町有料広告掲載要綱（平成28年4月要綱第8号）の規定に基づき、上牧町町有施設に掲出する有料広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、広告を掲出する者（以下「広告主」という。）が企業名、事業内容及び商品名等を告知する目的で文字又は画像により作成したポスターをいう。

(広告の掲出基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるものその他これらに類するもの
- (4) 町の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (9) 暴力団の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲出する広告として不適当であると町長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲出場所及び掲出料金は、別表のとおりとする。

2 広告掲出は、町の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ町有施設の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

(広告を掲出する期間)

第5条 広告を掲出する期間は、各月の1日から末日までの1箇月単位とし、1回の申込みにつき、4月1日から翌年の3月31日を掲出終了日とする12箇月を最長とする。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告掲出希望者（以下「申込者」という。）は、広告の掲出を始めようとする月の前月5日までに上牧町町有施設広告掲出申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 掲出しようとする広告の原稿
- (2) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

(3) その他町長が必要と認める書類

(広告掲出の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込み内容を審査し、掲出の可否を決定するものとする。

2 町長は、掲出の可否を決定する場合において必要とするときは、広告の内容の修正等の条件を付することができる。

3 町長は、前2項の規定により掲出の可否を決定したときは、速やかに上牧町町有施設広告掲出決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(行政財産の使用許可)

第8条 広告主は、広告掲出に際し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

(広告掲出料の納入)

第9条 広告主は、町の発行する納入通知書により、町の指定する期日までに広告掲出料を一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項に定める掲出料には、上牧町行政財産使用料条例（昭和51年6月条例第11号）で定める使用料を含むものとする。

(広告掲出費用の負担)

第10条 広告の制作に要する費用は、広告主の負担とする。

2 広告の取付け及び撤去に要する費用は、広告主の負担とする。

3 掲出された広告が消失又は破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が町の責めに帰する事由による場合は、町の負担とする。

(広告内容等の変更)

第11条 町長は、広告の掲出に支障があると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告掲出期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第7条の掲出の申込みの例により、上牧町町有施設広告掲出変更申込（届出）書（第3号様式）により広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲出の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告掲出料を納入しなかったとき。

(2) その他特に広告掲出に支障があると町長が認めたとき。

2 町長は、広告掲出を取り消す旨の決定をした場合は、上牧町町有施設広告掲出取消決定通知（第4号様式）により広告主に通知しなければならない。

3 広告主は、前項の規定による広告掲出の取消しに伴う損害については、町長に

対し、その損害の賠償を請求することができない。

(広告掲出料等の返還)

第13条 既に納付した広告掲出料は、返還しない。ただし、町の事情により広告を掲出ができなくなったときは、広告を掲出することができなくなった月以降の納入済、月額の総額としこれに利率を付さないものとする。

2 エレベーターの壁面を媒体とする広告について、次の各号に掲げる理由により、町が平日の開庁日においてエレベーターの運営を一時停止した場合（ただし、一時停止の期間が、1か月単位につき2日以内の場合に限る。）は、その広告掲出料を返還しないものとする。

(1) 機器の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告の撤去)

第14条 町長は、広告の掲出期間が終了したとき若しくは第13条の規定により掲出の取消しを行ったとき、又は広告主から掲出の取下げの申出を受けたときは、速やかに広告を撤去するものとする。

2 前項の規定により撤去した広告は、広告主へ返却するものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容及び掲出について関係法令を遵守し、一切の責任を負うものとする。

2 広告の作成、掲出及び必要な手続きに関する費用は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

4 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任において解決しなければならない。

5 広告主は、決定を受けた広告掲出の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(所管課)

第16条 広告掲出に係る事務の所管課は、当該施設を所管する課とする。

(その他)

第17号 この要綱に定めるもののほか、町有施設に掲出する広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

上牧町町有施設広告掲出申込書

年 月 日

上牧町長 様

住 所（所在地）（〒 - ）

氏 名

法人・団体名

代 表 者 名 印

上牧町町有施設広告掲出の募集については、上牧町町有施設広告掲出取扱要綱の各事項を承知し、次に掲げることを誓約したうえで申し込みます。

- 1 申込書の提出に際し、要綱第15条に定める責務について十分理解し、承知のうえで申し込みます。
- 2 会社及び代表者の町税納付状況の調査を上牧町が行うことを承諾します。
（上牧町に納税義務がある会社及び代表者に限る。）

掲出を希望する町有施設の名称	
掲出希望場所	
掲出希望期間	年 月～ 年 月 箇月
広告の内容	別添原稿のとおり
連絡先	
(1)担当部署及び担当者氏名	
(2)電話番号／FAX番号	/
(3)電子メールアドレス	@

第2号様式（第7条関係）

上牧町町有施設広告掲出決定通知書

年 月 日

様

上牧町長

年 月 日に申し込みのありました広告掲出については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の可否 掲出する・掲出しない
- 2 掲出する広告

広告を掲出する町有施設の名称	
広告を掲出する場所	
掲出期間	年 月～ 年 月 箇月
掲出料金	円
広告掲出料納入期限	年 月 日
広告の内容	別添原稿のとおり
修正の有無	有 無 有の場合その内容

- 3 掲出しない場合、その理由

第3号様式（第11条関係）

上牧町町有施設広告掲出変更申込（届出）書

年 月 日

上牧町長 様

住 所（所在地）（〒 - ）

氏 名

法人・団体名

代 表 者 名

電 話 番 号

印

上牧町町有施設広告掲出取扱要綱第12条の規定に基づき下記のとおり変更します。

記

変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 広告内容の変更 (変更内容：) <input type="checkbox"/> 広告掲出の取下げ (理由：)
変 更 日	年 月 日～

第4号様式（第12条関係）

上牧町町有施設広告掲出取消決定通知書

年 月 日

様

上牧町長

年 月 日付けで決定した広告の掲出等については、下記の理由により決定を取消します。

記

1 掲出を取り消す広告

広告を掲出する町有施設の名称	
広告を掲出する場所	
掲出期間	年 月～ 年 月 箇月
掲出料金	円
広告の内容	

2 取消し理由